

川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会
条例

令和7年4月1日

条例第7号

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 川島桶川資源循環組合情報公開条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第5号）第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 川島桶川資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第25号）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (5) 川島桶川資源循環組合情報公開条例に基づく情報公開制度に関する重要事項について調査審議すること。
- (6) 川島桶川資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第6号）第9条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(7) 川島桶川資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、管理者に建議することができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、2人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の会議は、公開しないものとする。

(意見聴取等)

第7条 審査会は、調査審議のために必要があると認めるときは、審査請求人、関係実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(答申等)

第8条 審査会は、諮問があった日の翌日から起算して60日以内に答申するよう努めるものとする。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第9条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(罰則)

第12条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日の前日までの間における第12条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。